

高齡者支援課／認知症・
虐待防止対策推進室関係

1 介護関連施設・事業の整備及び運営等について

(1) 基金事業等による介護基盤整備の着実な実施について

介護基盤の緊急整備については、介護施設、地域介護拠点の平成23年度までの緊急整備を推進するため、平成21年度第一次補正予算により従来の市町村交付金の拡充等を実施したものであり、全国において第4期介護保険事業計画で既に計画されている特別養護老人ホーム、老人保健施設、認知症高齢者グループホーム等の整備量の合計が約12万人分であるところ、同計画期間中において、さらに1年分、約4万人分の上乗せを行い、3年間で合計16万人分を整備することを目標としているところである。

この緊急整備については、各都道府県に造成した基金（介護基盤緊急整備等臨時特例基金）を原資として補助を実施するものであるが、その執行に当たっては、上記趣旨、並びにこれまでの整備実績等を踏まえつつ、以下に留意し積極的な整備に取り組まれるようお願いする。

ア 介護基盤整備の着実な実施について

介護基盤緊急整備等臨時特例交付金については、第4期計画期間中に各都道府県において必要となる金額について、確実な財源として確保したところであり、このことにより、第4期計画期間全体についての見通しを持った計画を立てることを可能としたところである。

また、平成22年度補正予算においては、さらなる整備促進のため、助成単価の引き上げを図ったところであるので、各都道府県におかれては、次の点等に留意し、積極的な基金の活用をお願いする。

(ア) 市町村等への十分な周知について

介護基盤緊急整備等臨時特例基金の執行に当たっては、管内市区町村に対して、本事業の趣旨について重ねて周知するとともに、平成23年度までの基金事業期間における積極的かつ有効な活用について十分な働きかけを行うこと。

(イ) 市町村からの協議について

市町村からの協議の時期について、前年度中に受理することにより早期事業実施を図ることはもちろん、管内市町村の事業計画に応じた年度途中における適時

の協議受付が可能な体制を確保すること。

イ 都道府県等による特別養護老人ホーム等の整備に対する助成について

(ア) 地域介護・福祉空間整備等交付金のうち、広域型の特別養護老人ホーム等を対象とする都道府県交付金については、地方6団体からの要望を踏まえ、平成18年度に廃止し、各都道府県、政令市及び中核市への一般財源化が行われた。

(イ) 平成21年度において、都道府県、政令市及び中核市による補助金に対し、介護基盤の緊急整備（第一次補正予算）に併せ地方財政措置の拡充が行われたところであり、

① 平成23年度も引き続き「特別の地方債」により地方財政措置が行われ、その起債対象事業費は総務省自治財政局調整課長通知（平成21年6月15日総財調第32号）及び一般財源化前の都道府県交付金の要綱等により算定することとされ、その元利償還金については、後年度その100%を普通交付税の基準財政需要額に算入されることとなっている。

② また、①とは別に、(旧)都道府県交付金に係る都道府県、政令市及び中核市負担分に対する地方債の地方財政措置は一般財源化前と同様に行われているところである。

これらを踏まえつつ、広域型の特別養護老人ホーム等についても、各都道府県、政令市及び中核市の財政当局と十分協議のうえ、事業の早期実施についてお願いしたい。

ウ 施設開設準備等特別対策事業の有効な活用について

介護基盤の緊急整備を促進するため、平成21年度に「施設開設準備経費助成特別対策事業」及び「定期借地権利用による整備促進特別対策事業」を創設したところである。

これら事業については、地域密着型の特別養護老人ホーム等だけでなく、都道府県による施設整備費補助の対象である広域型の特別養護老人ホーム、養護老人ホーム等も対象となっているので、介護基盤整備の早期実施のため積極的な活用を図りたい。

エ 認知症高齢者グループホーム等防災改修等特別対策事業について

平成22年度補正予算においては、介護基盤の緊急整備特別対策事業に係る助成単価の引き上げを図るとともに、認知症高齢者グループホームが行う耐震化等の防災改修等に対する支援の創設や、これまで市町村交付金により支援を実施していた特別養護老人ホーム等のユニット化改修事業について、助成単価を引き上げの上、基金事業として実施することとしたところである。

これら事業については、介護サービス利用者の安全性の確保や個室・ユニット化による居住環境改善の観点等から積極的な活用をお願いしたい。

オ 既存施設のスプリンクラー等整備特別対策事業について

認知症高齢者グループホーム等の小規模福祉施設に対するスプリンクラー等整備支援については、平成21年度より市町村交付金において実施していたところであるが、平成22年度において、「経済危機対応・地域活性化予備費」の使用により、同事業の所要額を各都道府県の基金に積み増しをしたところである。

このことにより、介護関連施設等におけるスプリンクラー等整備については、広域型施設を含め全て基金を原資とした各都道府県からの補助により支援が行われることとなったところであるので、積極的な活用について管内市区町村に対し周知を図ること。

また、活用にあたっては、スプリンクラー等に係る設置計画が未策定の施設に対する計画の策定等について消防担当部局と連携を取りつつ注意喚起を徹底するなど、介護関連施設等の入居者等の安全確保の推進に努められたい。

【留意事項】

- ① 16万人分の整備を目標とするにあたり、第5期以降の将来ニーズを先取りして緊急整備を実施していただいているところであるが、平成23年度中に事業が完了しない事例については、各都道府県の補助の実施上、平成24年度への繰越を行う等により助成することとなるので留意されたいこと。
- ② あわせて実施している「施設開設準備経費助成特別対策事業」は、緊急整備対象施設の開設準備等に係る経費を支援するものであるが、整備事業が平成24年度へ繰越して実施される場合にあつては、平成24年度において、

引き続き当該事業の実施が可能とされていること。

(2) 地域介護・福祉空間整備等交付金について

ア 「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金（ハード交付金）」及び「地域介護・福祉空間整備推進交付金（ソフト交付金）」（以下、ハード交付金及びソフト交付金をあわせて「市町村交付金」という。）については、地域密着型サービス拠点等の面的整備を推進するとともに、先進的な取組みに対する支援を行う予算として必要な予算額を確保してきたところであるが、平成23年度においても、平成22年度に引き続き、先進的な取組みに対する支援（先進的事業支援特例交付金）及びソフト交付金を対象とすることとしている。

平成23年度は、次の各事項に留意しつつ、管内市区町村に対して、改めて市町村交付金について周知を図るとともに、市区町村による事業者等に対する必要な情報提供等について適切な技術的助言を行うなど、各都道府県におかれても市町村交付金の活用による先進的な取組み等に対する支援について積極的に取り組んでいただきたい。

平成23年度予算（案）

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金（ハード交付金）	50億円
地域介護・福祉空間整備推進交付金（ソフト交付金）	13億円

イ 平成23年度予算（案）においては、先進的事業整備計画における都市型軽費老人ホーム整備事業及び施設内保育施設整備事業等への支援を行うこととしているが、各都道府県におかれては、

(ア) 市町村交付金の活用により基盤整備が進められている事例や先進的な取組状況を把握し情報提供するなど、あらゆる機会を通じて各市区町村間の情報の橋渡しを行うこと。

(イ) 近年、単身の低所得高齢者が増大しているなか、要介護度は低いものの、見守り等が必要なため居宅において生活が困難な高齢者に対し、養護老人ホームや軽

費老人ホームによる対応がなされているところであるが、軽費老人ホームについては、特に、都市部を中心とした地域において、低額の利用料での利用がしにくくなっている状況を踏まえ、平成22年度において居室面積基準や職員配置基準の特例を設け、利用料の低廉化を図った都市型軽費老人ホームを創設し、本交付金の対象としたところであるので、計画的整備に取り組みたいこと。

なお、自治体においては、引き続き養護老人ホームや軽費老人ホームの計画的な整備に取り組みたいこと。

都市型軽費老人ホームの概要

- 急速な高齢化や核家族化の進展に伴い、**高齢者単独世帯が急激に増加**。
- こうした高齢者のうち介護度の軽い者や低所得者に対する受け皿としては軽費老人ホームがあるが、**都市部においては地価等の影響により居住費を含む利用料が高額のため利用しにくく、住み慣れた地域での居住を諦めざるを得ない状況**。
- このため、**都市部を中心とした地域において、居室面積等の特例を設け、利用料の低廉化を図るとともに、見守り機能等を備えた都市型軽費老人ホームを整備し、居住対策を促進**。

- **根拠法令**（老人福祉法第20条の6）
軽費老人ホームは、無料又は低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他日常生活に必要な便宜を供与することを目的とする施設とする。
- **対象者**
身体機能の低下により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であって、家族による援助を受けることが困難な60歳以上の者
- **特例（主なもの）**

	軽費老人ホーム	都市型軽費老人ホーム
整備地域	全国	既成市街地等の都市部
定員	基準無し	20人以下（5人以上）
設備基準	<ul style="list-style-type: none"> ○居室（21.6㎡以上） ・原則個室（2人も可） ・洗面所、便所、収納設備、調理設備を設置 	<ul style="list-style-type: none"> ①居室（7.43㎡以上） ・原則個室 ・居室内設備に関する規定なし ②食堂等の共用部分に調理設備
※都市型軽費老人ホームには、娯楽室又は集会室等の設置義務が無く、食堂、浴室、便所、面談室、洗濯室、宿直室等の設備は軽費老人ホームの規定を準用する。		

- **整備費交付単価 1,500千円（1床あたり）**
- **既成市街地等の範囲**

首都圏	東京23区、武蔵野市並びに三鷹市、横浜市、川崎市、川口市の特定の区域
近畿圏	大阪市並びに京都市、守口市、布施市、堺市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市の特定の区域
中部圏	名古屋市の特定の区域

(ウ)「施設内保育施設整備事業」については、介護関連施設の職員が利用できる事業所内保育施設を設置し、職員が仕事と子育てを両立できる環境を整備することにより、優秀な人材の確保や定着等が図られ、もって介護サービスの提供体制や質の安定、運営の安定性にも寄与するものであることから、基盤整備に当たり検討するよう周知を図ること。

介護関連施設等における施設内保育施設の整備について

○施設内保育施設整備事業

特別養護老人ホーム等の介護関連施設等で雇用される職員が利用する施設内保育施設を設置し、職員が仕事と子育てを両立できる環境を整備することにより、優秀な人材の確保や定着等を図ることを目的とする。

1 交付対象事業

介護関連施設等(※1)において雇用される介護職員等のため、施設内保育施設を設置する事業

※1 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所等の介護サービスを提供する施設等。

※2 設備基準については、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」(平成13年3月29日雇児発第177号雇用均等・児童家庭局長通知)の別紙「認可外保育施設指導監督基準」によるものとする。

2 整備費交付単価

ハード交付金 10,000千円
ソフト交付金 3,000千円

3 対象経費

施設内保育施設の設置に係る費用、事業立上げの初年度に必要となる設備整備 等

4 財産処分

施設内保育施設の設置にあたり施設等の一部(会議室や食堂等)の改修による場合、過去に補助金等の交付を受けていれば財産処分(転用)の手続きが必要となるが、この場合の手続きについては簡素化済み。

(エ) 平成21年度より実施している「既存小規模福祉施設スプリンクラー整備事業」については、前述のとおり平成22年度予備費の使用により各都道府県に設置された基金の対象事業としたところであるから、市町村交付金の対象事業からは除外となること。

(オ) 高齢者が要介護状態になっても、住み慣れた地域で生活を営むことができるようにするためには、地域密着型サービス拠点や地域交流スペースなど、高齢者福祉サービス基盤の整備が重要・有効であるが、他方でこのような基盤整備は、商店街の空き店舗や廃校等既存の社会資源を活用して行うことなどにより、地域活性化の観点からの「まちづくり」にも有効なものとしうることから、まちづくり部局とも連携しながら高齢者福祉サービス基盤の整備について検討することについて、管内市区町村に対し周知を図ること。

等により、市町村交付金が積極的に活用されるよう取組んでいただきたい。

市町村提案事業の採択例

平成21年度までの主な採択事業

- ① 高齢者が子供との世代間交流を行えるよう、新たに整備する小規模多機能型居宅介護と託児所の複合施設に共生型サービス拠点を整備
- ② 小規模多機能型居宅介護、介護予防拠点及び認知症高齢者グループホームの整備に合わせて、その機能を生かした共生型サービス拠点を併設
- ③ 独居高齢者が急増する団地の空き店舗等を改修して、地域住民や児童との交流が行えるサロン（地域住民が利用できるカフェテリア、ファミリーサポートの実施）を整備
- ④ 地域の高齢者が参加し、軽スポーツ活動や介護予防、交流活動等を行うための地域交流拠点を整備
- ⑤ 高齢者や児童が定期的集う高齢者サロン（世代間交流スペース）を整備

(3) 施設整備業務の適正化について

ア 平成21年度決算検査報告における指摘事項について

平成21年度決算検査報告において、夜間対応型訪問介護事業に対する交付金について、会計検査院より次のとおり指摘を受けたところである。

- (ア) 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金（ハード交付金）について、事業者等が事業の適正な実施に対する認識等が十分でなかったこと等により、テーブル及びプロジェクター等の施設整備費の対象とならない事務備品の購入代金を計上したことにより過大受給となっていた事例
- (イ) 地域介護・福祉空間整備推進交付金（ソフト交付金）について、事業者等が事業の適正な実施に対する認識等が十分でなかったこと等により、実績報告後に年度を超えて通信機器等が納品されるなどにより対象とならない経費を計上したことにより過大受給となっていた事例
- (ウ) ソフト交付金の交付を受け整備されたケアコール端末等の設備等について、同事業の利用が低調なこと等の要因により、実際に使用されている機器の割合が極端に低いなどの状況となっている事例

については、以下に留意の上、本交付金の申請等に当たるよう、管内市区町村に対し、周知徹底をお願いしたい。

- ・ 整備計画等の策定に当たっては、管内における利用者の需要調査の結果等も踏まえ、事業実施に必要な設備等について十分に精査を行うこと。
- ・ 整備計画の提出時のみならず、交付申請や実績報告時においても、事業内容や今後の見通し等について精査を行うとともに、交付金の実施要領や交付要綱等に基づいた内容となっているか、厳格に審査を行うこと。
- ・ 交付金の効果的な活用の観点から、夜間対応型訪問介護の利用状況が低調な地域にあっては、その要因分析に基づく利用促進策の検討を行うとともに、市区町村管内の他の事業者等が導入したケアコール端末等が遊休している状況が認められる場合、①これらを所有する事業者等より譲渡又は貸付を受けることによる新規事業の実施、②隣接する他の市区町村との合同指定、③平成22年度補正予算・平成23年度予算（案）に計上している「24時間対応の定期巡回・随時対応サービス事業」への活用等について、積極的な検討を行うこと。

夜間対応型訪問介護事業については、振興課資料10（2）「夜間対応型訪問介護について」において、①「24時間対応の定期巡回・随時対応型訪問サービス事業」の活用、②事業所が存在する地域を管轄する市町村長の同意を得ることにより他の市町村の利用者が利用することが認められていること、③「緊急通報体制等整備事業」を実施している場合の十分な連携・調整について記載されているところであり、これらも踏まえて、ソフト交付金等の交付を受けて整備した機器等の活用について周知願いたい。

また、ソフト交付金の「夜間対応型訪問介護の実施のために必要な事業」にかかる面的整備計画書の提出にあたっては、あわせて別紙様式「地域介護・福祉空間整備推進交付金（夜間対応型訪問介護の実施のために必要な事業）に係る事業計画等について」を提出していただくこととしているが、事業計画の策定時のみならず、その後の交付申請や実績報告時において本様式を活用すること等により、交付金の適切な執行に努められたい。

なお、ソフト交付金等の交付を受けて整備した機器等については、財産処分制限が課されるところであるが、合同指定する場合であって同意後において同一事業者により設備等の使用が継続される場合には、財産処分の手続きは不要であること、財産処分の方法が、無償による他の事業者への譲渡又は貸与であれば、国庫への返納は要しないものと考えているところであるが、個別事案ごとに判断す

る必要があることから、検討にあたっては各地方厚生（支）局に相談されたいこと。

イ 不正受給の防止について

社会福祉法人が、助成事業を行うために締結した契約の相手等から寄付金等の資金提供を受けることは、いわゆる水増し契約が行われ、社会福祉法人にリベートなどとして不当に資金が還流しているのではないかとの疑惑を招くこととなることから、契約の相手方等からの寄付金等の資金提供を受けることは禁止されているところである。

については、管内市区町村及び社会福祉法人等に対しては、引き続き各種関連通知の趣旨に沿った指導の徹底を図られたい。

さらに、不正受給の事実が発覚した場合には、交付金等を返還させることはもとより、不正に関与していた者について告発を行うなど、厳正に対処されたい。併せて、このような不適正な整備事業が採択された要因を分析し、再発防止に万全を期されたい。

（４）介護サービス施設等の防災対策等について

ア 介護サービス施設等の防災対策への取組

特別養護老人ホームや養護老人ホーム、軽費老人ホーム等の介護サービス施設等は、自力避難が困難な者が多数入所する施設であることから、次の事項に留意の上、施設の防火安全対策等の強化に努めるよう、管内の介護サービス施設等に対して指導するとともに、建築基準・指導、消防、防災等の担当部局との情報共有、連携に万全を期されたい。

- ① 火災発生の未然防止
- ② 火災発生時の早期通報・連絡
- ③ 初期消火対策
- ④ 夜間防火管理体制
- ⑤ 避難対策
- ⑥ 近隣住民、近隣施設、消防機関等との連携協力体制の確保
- ⑦ 各種の補償保険制度の活用

また、地すべり防止危険区域等土砂等による災害発生の恐れがあるとして指定されている地域等に所在している介護サービス施設等においては、

- ① 施設所在地の市区町村、消防機関その他の防災関係機関及び施設への周知
 - ② 施設の防災対策の現状把握と情報の伝達、提供体制の確立
 - ③ 入所者の外出等の状況の常時把握、避難及び避難後の円滑な援護
 - ④ 消防機関、市町村役場、地域住民等との日常の連絡を密にし、施設の構造、入所者の実態を認識してもらうとともに、避難、消火、避難後の円滑な援護等を行うための協力体制の確保
- 等、防災対策に万全を期していただきようお願いしたい。

イ 大規模災害への対応について

台風被害や地震災害などの大規模災害については、施設レベルでの防災対策では十分な対応が困難であることから、関係機関との十分な連携及び地域防災計画に基づく適切な防災訓練の実施など、民生部局においても積極的な参画をお願いしたい。

なお、特別養護老人ホーム等の介護サービス施設等は地域の防災拠点として、また、災害救助法に基づく「福祉避難所」としての役割を有していることから、今後も震災時等における緊急避難的な措置として要援護者の受入を積極的に行っていただきたい。

(5) 社会福祉施設等におけるアスベスト対策について

社会福祉施設等におけるアスベスト（石綿）対策については、平成22年11月9日「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）使用実態調査の第2回フォローアップ調査結果」を公表したところであるが、依然として、未措置状態にある施設、未回答施設、分析依頼中の施設が散見されており、引き続き法令等に基づき適切な措置を講ずるよう指導等の徹底をお願いしたい。

また、これら施設の「フォローアップ調査」については、既にご連絡しているとおり、平成23年10月7日（金）までに提出いただくようお願いしたい。

石綿等のばく露のおそれがない又は封じ込め、囲い込み等の措置を図った施設であっても、風化・損傷等によりばく露する危険性もあることから経過観測に努めるとと

もに、石綿等の分析調査を行った場合は、図面、調査結果を適切に保管し、撤去工事等を実施する際に活用できるよう施設に対して周知いただくようお願いしたい。

《参照通知等》

- ・「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査の第2回フォローアップ調査結果の公表等について」（平成22年11月9日雇児発1109第3号、社援発1109第1号、障発1109第1号、老発1109第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知）

（6）介護サービス施設等における木材利用の推進

介護サービス施設等社会福祉施設等における木材利用の推進にあたっては、「社会福祉施設等における木材利用の推進について」（平成9年3月6日付厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）により、木材利用の積極的な活用についてお願いしてきたところであるが、木材を利用した施設の居住環境がもたらす心理的・情緒的な効果は極めて効果的であることから、施設構造としてはもちろんのこと、内装や家具などの備品についても積極的な活用が図られるよう、管内市区町村及び関連事業者等に対し周知をお願いしたい。

また、平成22年5月に「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）」が公布されたところであるが、この中で、「地方公共団体の責務」や「事業者の努力」等が定められており、これらも踏まえて、積極的に木材の利用を図られたい。

なお、独立行政法人福祉医療機構が実施する福祉貸付事業において、平成23年度に次の優遇措置を行うこととしているところであるので、これらの活用による木材利用の積極的な活用等について、あわせて周知をお願いしたい。

- 木材利用による施設整備及びエネルギー効率が高い設備整備などエコ対策に係る融資率等の優遇措置（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付事業）
地球温暖化対策を推進する観点から、木材の利用、再生可能エネルギーの利

用、エネルギー効率の高い整備を行う場合に融資率を一律90%に引き上げる。

- ・ 建築資金：建築物の構造が木造（耐火建築物又は準耐火建築物）である場合
- ・ 設備備品整備資金：省エネルギー効果が25%以上の設備（太陽光発電装置、蓄熱システムなど）を整備する場合

（7）社会福祉施設等の地上デジタル放送への対応について

平成23年7月をもってアナログ放送が終了し、地上デジタル放送への完全移行が予定されている。

テレビ放送は、生活に不可欠な地震・火災などの緊急情報や施設利用者の方々の情報収集の手段として重要な役割を果たしているが、社会福祉施設等の地上デジタル放送の普及率は7割程度（社会・援護局福祉基盤課調（平成22年10月1日現在））にとどまっており、また、完全移行への期間も、残り6ヶ月を切り間近となった。社会福祉施設等は、自力で避難することが困難な方々も多く生活され、防火・防災対策に万全を期する観点からも地上デジタル放送への早期移行が必要であり、管内の社会福祉施設等に対して円滑な移行が速やかに進むよう、指導等お願いしたい。

なお、地上デジタル放送への移行状況を把握するため、本年3月中に地上デジタル放送移行へ向けての改修状況調査を行う予定としているのでご承知おき願いたい。

《参照通知等》

「地上デジタル放送への移行完了のためのアクションプラン2010」抜粋

（平成22年12月関係省庁連絡会議決定）

第2 具体的な取組

第1章 公共施設のデジタル化

（1）国民生活と密接に関連する公共的な施設のデジタル化【関係省庁】

国民が利用する公共的な施設のうち、その利用者にとってテレビが災害等の緊急時の情報入手手段として重要な役割を果たすもの（特に、学校、公民館、病院、高齢者や障害者の入所する社会福祉施設。以下「重要公共施設」という。）について、各施設のデジタル化改修が完了するよう、各重要公共施設

設の所管省庁から、随時注意喚起を行う。また、各重要公共施設の所管省庁においては、平成23年3月末時点の当該重要公共施設のデジタル化改修状況について把握するよう努める。

2 地方分権に係る介護保険法等の改正について

介護保険・高齢者保健福祉における地方分権については、平成21年12月15日に閣議決定された地方分権改革推進計画・平成22年6月22日に閣議決定された地域主権戦略大綱に基づき「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（仮称：名称については現在協議中）」が、第一弾法案（推進計画に基づくもの）については国会に提出され現在継続審議中であるとともに、第二弾法案（大綱に基づくもの）についても今国会に提出される予定である。

地方分権改革推進計画では、老人福祉法、介護保険法上の施設（軽費老人ホームを除く）・事業所の基準に関し、国が人員配置基準・居室面積基準・人権侵害防止基準等に関する基準（身体的拘束の禁止、事故発生時の対応等）については従うべき基準を、利用定員については標準を、その他については参酌すべき基準を設け、それに基づき都道府県及び市町村で条例を作成していただくこととしている。

① 従うべき基準

条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの

② 標準

法令の「標準」を通常よるべき基準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることが許容されるもの

③ 参酌すべき基準

地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる

また、地域主権戦略大綱では、

ア) 計画等の策定及びその手続きに関し、市町村及び都道府県の計画策定時に掲げる事項のうち一部の廃止・例示化・目的程度の内容への大枠化、並びに市町村計画策定時における都道府県の意見聴取の項目を一部廃止

イ) 権限移譲に関しては、有料老人ホームについては設置の届出受理、報告の徴収及び立入検査並びに改善命令を、また指定居宅サービス事業者等については指定等、報告命令、立入検査等を、指定都市及び中核市に移譲

ウ) 義務付け枠付けの見直し・条例制定権の拡大に関しては、法人格要件の条例委任（従うべき基準）、指定介護老人福祉施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員に係る基準の条例委任（従うべき基準）、イ）に伴う基準の指定都市及び中核市の条例への委任（条例制定基準については、地域主権戦略大綱と同一。）

が定められている。

(別紙資料参照)

第一弾法案については、平成23年4月1日（国会提出時の施行日）、第二弾法案については、平成24年4月1日に施行することとされており、各都道府県（地域密着型サービスについては市町村）におかれては、法施行日までには条例を制定することとされている（ただし、それぞれの施行日から一年の範囲において、条例未制定の場合は国の基準によるとの経過措置が設けられる予定）。

国の基準については、法案が国会で成立後、社会保障審議会（介護給付費分科会）への諮問・答申を経て定めることになるが、各都道府県及び市町村におかれては、制定する条例が多数にのぼることから、予め検討作業を進める等、準備を進めていただくようお願いする。

3 ユニット型及びユニット型以外の施設の併設施設（一部ユニット型）について

(1) 経緯

平成22年9月21日に介護給付費分科会においてとりまとめられた「一部ユニット型施設の基準等に関する審議のとりまとめ」を受け、ユニット型施設とユニット型施設